

退職金専用定期預金 せいしん「ネクスト・ドリーム」

平成 29 年 4 月 3 日現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 (愛称) | ・ハーフリー (退職金専用定期預金 せいしん「ネクスト・ドリーム」) |
| 2. 販売対象 | ・退職金を受取り済みの方 |
| 3. 期間 | ・最長 5 年 (据置期間 6 ヶ月) ・最長期限を満期日とする自動継続 (元金継続、元利金継続) |
| 4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・退職金に限定 (原則として新規預入に限るが、「せいしん 退職金専用定期預金『セカンド・ドリーム』」からの乗り換えは可) ・一括預入 ・300 万円以上、退職金の範囲内 ・1 円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・最長預入期限以後に一括して払い戻します ただし据置期間経過後は 1 万円以上の金額で一部引き出しが可能です |
| 6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・固定金利 ・預入時の店頭表示の預入期間別利率に、下記のとおり金利を上乗せし、預入期間全期間にわたって適用します 6 ヶ月以上 1 年未満 店頭表示金利 1 年以上 2 年未満 店頭表示金利 + 年 0.05% 2 年以上 3 年未満 店頭表示金利 + 年 0.05% 3 年以上 4 年未満 店頭表示金利 + 年 0.15% 4 年以上 5 年未満 店頭表示金利 + 年 0.15% 5 年 店頭表示金利 + 年 0.20% ※店頭表示金利とは、半年複利定期「ハーフリー」の店頭表示金利となります ※自動継続後は、継続日における半年複利定期「ハーフリー」の店頭表示金利となります ・据置期間 (6 ヶ月) 経過後に払い戻す元金とともにお支払いします ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算 |
| 7. 税金 | ・平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります (ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。 |
| 8. 手数料 | ・不要です |
| 9. 付加できる 特約事項 | ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取扱いができます |
| 10. 中途解約時の 取扱い | ・6 ヶ月の据置期間経過以前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします |
| 11. 金利情報の 入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください |
| 12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当 (9 時～17 時、電話：0120-0988-50) にお申し出ください。 紛争解決措置 静岡県弁護士会 (電話：054-252-0008) 及び東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所 (9 時～17 時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 |
| 13. その他参考と なる事項 | ・総合口座のお取扱いはできません。 ・取扱期間：平成 29 年 4 月 3 日 (月) ～平成 29 年 9 月 29 日 (金) ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます) |

－預金 20－

静岡信用金庫